

ふじよしだ

第143号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

9月定例会 決算特別委員会



平成30年11月1日 編集・発行 議会だより編集委員会 電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

9月定例会

平成29年度決算を認定

一般会計歳出総額は

206億
5742万8851円

平成30年9月定例会は、9月5日開会され、22日間の会期を終えて、9月26日に閉会しました。

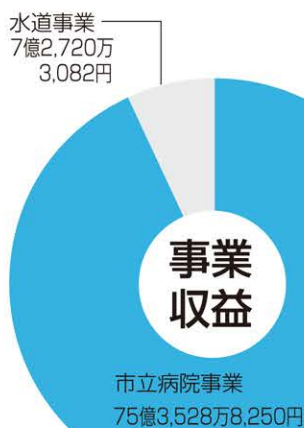
この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任し、委員会が構成されました。

議案は、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定をはじめ、訴え提起前の和解についての専決処分報告、水道事業会計継続費精算報告書など報告5件、市税条例など条例の一部改正4件、平成29年度一般会計補正予算（第3号）など補正予算2件、訴えの提起、教育委員会委員の任命の人事案件、合計17件の市長提出議案に加え、「少人数学級推進、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書」などの提出を求める請願2件、それに付随した意見書3件、合計22件をすべて認定、可決、採択、同意しました。

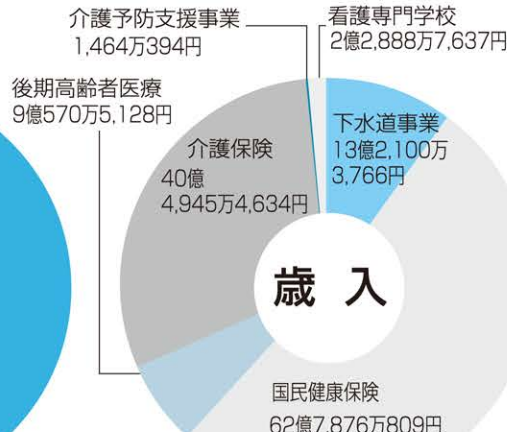
また、市政に対する一般質問は、3人の議員が行いました。

決算報告

事業会計

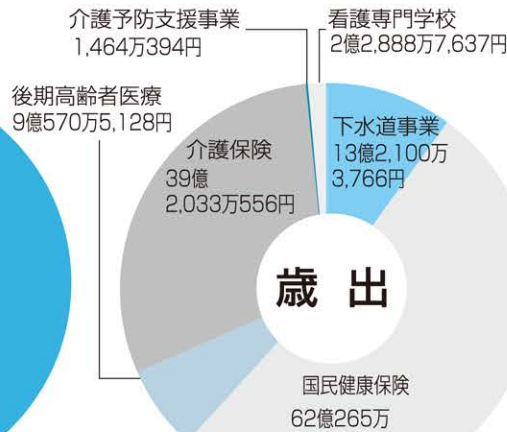
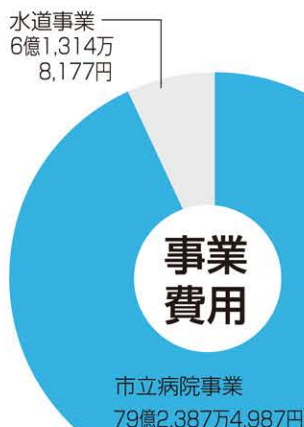


特別会計



一般会計

歳入
216億7,463万1,805円



歳出
206億5,742万8,851円

議
会
の
動
き

議員合同研修会

8月10日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、富士市産業支援センターf-Bizセンター長 小出宗昭氏を講師に、「地域ビジネスによる地域活性化」についての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



議案
審議

報告案件・即決案件の内容

●報告第9号

専決処分報告について（訴え提起前の和解について）

【内容】

未払の市営住宅家賃請求等に係る訴え提起前の和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、報告されました。

いる旨報告されました。

●報告第12号

資金不足比率について（富士吉田市下水道事業特別会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第13号

資金不足比率について（富士吉田市立病院事業会計）

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第10号

継続費精算報告書について（平成29年度富士吉田市水道事業会計算）

【内容】

平成28年度から平成29年度までの2か年で実施いたしました新屋第2配水池用地取得事業について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、報告されました。

●議案第53号

訴えの提起について

【内容】

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

●報告第11号

健全化判断比率について

【内容】

本市の財政は、健全に運営されて

●議案第55号

富士吉田市教育委員会委員の選任について

【内容】

委員の田邊丈人氏の後任に富士吉田市下吉田二丁目28番16号、堀内欣一郎氏を選任するもの。

●9月定例会 会期日程

日程	内容
9月5日	本会議（開会） ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
10日	本会議 ○追加議案の提出と説明 ○市政一般質問
12日 13日 14日	決算特別委員会 ○付託議案の審査
18日	総務経済委員会 ○付託議案等の審査
20日	文教厚生委員会 ○付託議案等の審査
26日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案（議員提案含む） ○各議案の採決 ○富士吉田市教育委員会委員の任命について（閉会）

《編集委員会》

委員長 及川三郎 委員 太田利政 渡辺孝夫
副委員長 渡辺利彦 勝俣米治 宮下宗昭

委員会の審査から

□決算特別委員会 □総務経済委員会 □文教厚生委員会

決算特別委員会

●審査案件

①議案第45号

平成29年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

②議案第46号

平成29年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

③議案第47号

平成29年度富士吉田市水道事業会計決算認定について

以上3議案について、審査するにあたり、次の10名の議員で構成される決算特別委員会を設置し、審査を行いました。

委員長 小俣光吉
副委員長 宮下宗昭
委員 渡辺利彦
戸田 元
横山勇志
桑原守雄
前田厚子
羽田幸寿

渡辺新喜
鈴木富蔵

審査にあたり、提出のあつた予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正、適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果をあげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであつたかどうか、財政事情についてはどうであつたかなどを重点に詳細に審査いたしました。

●審査結果

①平成29年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

○一般会計

平成29年度の一般会計決算は、予算現額224億8457万6320円

に対し、収入済額216億7463万1805円、支出済額は206億5742万8851円で、歳入歳出差引額は10億1720万2954円となり、継続費通次繰越額851万7024円、繰越明許費繰越額1102万7千円を差し引くと、実質収支額は9億9765万8930円となっており、前年度に比較して3億3531万899円の増となつております。

実質収支額のうち、6億円は財政調整基金へ積立て、3億9765万8930円が翌年度へ繰り越されており、妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、一般会計歳入の審査の中で、市税の収入未済額の改善について、税の公正・公平の観点からも市税等滞納削減アクションプランに基づいて、引き続き努力して欲しい

との要望がありました。また、歳出の審査の中で、まちづくり事業の中心市街地活性化プロジェクトにおける新世界通りのPR方法について、紹介プロモーション等により様々な媒体を使った広報活動を積極的に行つて欲しいとの要望がありました。

人口減少対策関連事業について、特に20歳代・30歳代の社会減を抑制するために定住促進対策と併せて今後もしっかりと取り組んで欲しいとの要望がありました。

コミュニティセンター等管理運営事業において、各自治会の地区会館へのエアコン設置について、災害時の一次避難所にもなっていることから、防衛省の補助メニュー等を活用する中で早急な対応をお願いしたいとの要望がありました。

不法投票対策事業について、不法投票はかなり

減少してきていると思うが、まだ東富士1号線沿いの林地など夜間人目に付かない場所への不法投票が見られること、また、観光シーズンには多くの方が訪れることから、これからもパトロールを強化して欲しいとの要望がありました。

鳥獣対策事業における猟友会の会員構成について、若い世代の会員を行政がしっかりと育成し、そこに住む人達が安心して暮らせるような環境づくりをして欲しいとの要望がありました。また、個人の鳥獣対策に対し補助を行っているが、小さなエリアではなく、広い範囲での効果的な対策を検討して欲しいとの要望がありました。

雇用促進支援事業について、雇用数などの成果は徐々に上がってきているとのことだが、雇用の促進は今後の富士吉田市の活性化に直結するもの

であり、引き続き力を合わせて取り組んで欲しいとの要望がありました。

地場産業振興事業におけるグロ―バルデザイン拠点事業について、富士吉田市の織物産業も非常に頑張っているため、もう少し企業を支援するための方法を考えて欲しいとの要望がありました。

博物館管理運営事業について、入館者数が前年に比べ減っているようだが、これから（仮称）富士の杜巡礼の郷公園事業の進捗に併せて博物館のあり方が変わってくると思われるので、そのことを念頭に多くの方々に訪れていただけるよう今後も営業努力を続けて欲しいとの要望がありました。

また、成果内容の記述についても、年度ごとの成果をしっかりと検証して分かりやすい形で表記して欲しいとの要望がありました。

一般会計総括質疑の中

で、剣丸尾西土地画整理事業について思うような進捗が図られていないが、富士吉田市の活性化のために必要な事業であることから全庁一丸となつて取り組んで欲しいとの要望がありました。

○特別会計

平成29年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに13億2100万3766円となつております。

次に、国民健康保険特別会計決算であります。歳入総額62億7876万809円に対し、歳出総額は62億265万2782円であり、歳入歳出差引額は7610万8027円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち4千万円は財政調整基金へ積み立て、3610万8027円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療

特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに9億570万5128円となつております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額40億4945万4634円に対し、歳出総額は39億2033万556円であり、歳入歳出差引額は1億2912万4078円となり、実質収支額も同額となつており、全額が翌年度へ繰り越されております。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1464万394円となつております。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに2億2888万7637円となつております。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、特別会計の審査の中で、国民健康保険特別会計国保特定健康診査等事業について、健診の受診率が前年に比べ下がっているが、医療費の抑制、重症化の予防を考えると健診の重要性は非常に高いものであることから、受診率が上がるよう様々な工夫と努力をして欲しいとの要望がありました。

介護保険特別会計介護認定審査会事業について、国の方針により在宅で最後まで看取るという方向へ転換しているようだが、在宅になると今まで以上に市のサービスが求められるため、介護士やヘルパー等の育成を考えて欲しいとの要望がありました。

②市立病院事業会計決算認定

本案は、平成29年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、

審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益75億3528万8250円、事業費用79億2387万4987円となり、損益収支では3億858万6737円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が1億1047万4431円の減、費用では2億9255万5784円の増となつております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億330万9千円、支出額5億1998万2398円で収支不足額3億1667万3398円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額で補填しております。

国における持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療・介護サービスの提供体制の改革を踏まえ、地域医療に求められる役割は、より多様化、高度化しており、良質な地域医療の確保と経営の健全化が求められております。

このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門や地域がん診療連携拠点病院・地域災害拠点病院等の使命を担う中で、富士北麓・東部地域の保健医療の拠点となる中核病院として、その使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

③水道事業会計決算認定

本案は、平成29年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執

行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公

営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益7億2720万3082円、事業費用6億1314万8177円となり、損益収支では1億1405万4905円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ収益が1億1533万6967円の増、費用で2288万7951円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額3億5021万5915円、支出額5億6285万8123円で、収支不足額2億1264万2208円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとして

総務経済委員会

●審査案件

①議案第48号

富士吉田市税条例等の一部改正について

②議案第52号

平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）

③議案第54号

平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）

④請願第2号

富士吉田市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願について

●審査結果

①本案は、「富士吉田市

の社会基盤整備を推進するため、配水給水施設の整備を積極的に行つており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

税条例」等の一部改正で

ありまして、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人市民税の基礎控除等の見直し、

たばこ税の税率の引上げ等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、平成30年度富士吉田市一般会計補正予算第3号でありまして、

今回、歳入歳出にそれぞれ9億6981万5千円を追加し、総額を222億5386万1千円とするものであります。

歳入では、一部事務組

合配分金10億2887万9千円、指定寄附金10億円、総務費国庫補助金432万円を増額し、前年度繰越金3450万5千円、財政調整基金繰入金10億2887万9千円を減額するものであります。

歳出では、ふるさと寄附推進事業費5億1065万9千円、ふるさと振興基金積立金4億円、人口減少対策関連事業費2729万2千円、特定防衛施設周辺公共施設整備事業費1540万円、

国際スポーツ大会キャンプ地誘致事業費500万円、住民基本台帳事務事業費432万円、小学校校舎等維持管理事業費398万4千円、選挙管理委員会事業費316万円を増額するものであり、

妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、国際スポーツ大会キャンプ地誘致事業について、2

019年に行われるラグビーワールドカップ、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピック終了後、事前合宿・

公認キャンプ地として利用される富士北麓公園が地域活性化のため、またスポーツを志す青少年の競技力が向上し、今後も引き続き良い成績を収められるよう施設を有効活用できるようにしていただきたい旨の要望がありました。

③本案は、平成30年度富士吉田市一般会計補正予算第4号でありまして、

今回、歳入歳出にそれぞれ2531万8千円を追加し、総額を222億7917万9千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金2531万8千円を増額するものであります。

歳出では、放課後児童対策事業費2531万8千円を増額するものであり、妥当と認められます

ので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今後、各地区会館に設置するエアコンについて、計画的なメンテナンスを実施するよう要望がありました。

④本案は、富士吉田市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願でありまして、官公署に提出する各種申請及び届け出等に際し、行政書士以外の業者が手続きを行なっていると思われる事例が見受けられております。

高齢化社会が進む中、高齢者が巻き込まれる各種トラブル及び個人情報類の漏えいなど不当な書類作成・提出行為がなされないように、行政書士法の趣旨の徹底と指導の実施をして欲しいとする請願に賛同し、採択すべきものと決しました。

歳入では、放課後児童対策事業費2531万8千円を増額するものであり、妥当と認められます

ので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第49号

富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

②議案第50号

富士吉田市立市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

③議案第51号

富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

④請願第1号

少人数学級推進、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

●審査結果

①本案は、「富士吉田市

あり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、「富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」の一部改正でありまして、「所得税法等の一部を改正する等の法律」の施行による「所得税法」の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本件は、少人数学級推進、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でありまして、豊かな子ども学びを実現するための条件整備は不可欠であることから、一クラスの学級規模を引き下げる必要があり、教職員定数の改善など、教育予算についても拡充して欲しいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の一部改正でありまして、個人番号の利用事務として新たに保育料の減免に関する事務を追加するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市立市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、下宿、中宿、上宿、新屋地区の一部の住居表示を本年10月29日から実施することに伴い、住居表示の実施区域に設置している富士吉田市立市民ふれあいセンターの位置の表示を改めるため、所要の改正を行うもので



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

9月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



①介護保険制度について

●1回目の質問

介護保険制度については、現在65歳以上の方については保険料を年金から天引きされる方と年金天引きでなく、自ら保険料を納める普通徴収とに分かれている。そして、介護保険料を滞納した場合は要介護者にペナルティが課せられる。このペナルティは介護保険料を滞納した時ではなく、病気など何らかの事情によって介護が必要となり、介護認定を受けた時から課せられることになっている。

次に、介護保険料の滞納は、その多くは低所得による生活困窮が背景にある。このペナルティに対しては、地方自治体の裁量の余地もなく、低所得者を介護から排除することにもなりかねないとし、地方自治体から改善の声を国に対してあげるべきではないか、答弁を求める。

次に、現在市は9段階に分かれて介護保険料を徴収しているが、その基準となる所得については控除などが少ないため、年収が少なくてもある程度の所得が出ることに、介護保険料が高くなる人々も出てくる。この段階を見直し、さらに多くの段階にすることによって、より納めやすい制度にするべきだと考えるがいかがか。

次に、低所得者への単独減免についてだが、厚労省の調査では単独減免している自治体は49.6自治体、割合は31.4%である。県内でも甲府市、都留市、大月市など6市が実施している。この単独減免の実施についてはいかがお考えか。

●1回目の市長答弁

まずの伸展により、被保険者数の増加とともに介護サービスや介護予防サービスの増加が見込まれており、将来に向けた持続可能な制度運用が必要であることから、現段階においては介護保険法の規定にのっとり、粛々と事業展開して参りたいと考えている。

次に、介護保険料の所得段階の見直しについてであるが、平成27年度から昨年度までの3年間に適用された第6期の介護保険料を決定する際には、所得段階を6段階から9段階に増やし、よりきめ細やかな対応をしてきた経緯があり、また、本年度から3年間適用される第7期分についても、社会経済状況や財政状況等を勘案する中で保険料を据え置いた経緯もあることから、所得段階を更に細分化することは考えていない。

次に、介護保険料の単独減免についてであるが、本市における第7期の介護保険料については、県内27市町村のうち7番目に低く設定しており、納税者の負担緩和に努めている。また、災害や経済的な事情等による保険料の減免措置も行っていることから、現状では市独自の減免制度を実施することは考えていない。

●2回目の質問

被保険者間の公正との答弁があったが、税における公平とは能力に応じて納めることである。初めから納める意思がなくて滞納する人は例外として、それ以外の方についてはその人に責任を求めるべきではなく、制度の側に落ち度があると考えらるべきである。

今まで、どれだけ保険料を納めてきても、滞納した2年を過ぎて時効消滅したら、いざ介護を受けるときに本人負担が重くなる。しかも滞りて保険料を払う意思があっても、それすらできず結果として十分な介護を受けられず排除されてしまう。このような低所得者に対する制度は改めるようにすべきだと考えるが、市長の考えはどうか。

次に減免制度についてであるが、介護保険料を低く設定し、第7期においては保険料を上げることもなく、納税者の負担緩和に努めていたにしていることである。しかし、それでも保険料の負担が重く納められないという人がいて500万円の滞納が出ている。この納税者に減免制度が必要だと考える。必要な方に減免制度が適用されれば、保険料を納めることができ、市長の見解はどうか。

●2回目の市長答弁

まず、低所得者に対する制度改正についてであるが、本市においては、介護認定の申請や保険証の更新の際に滞納があった場合には、御本人や御家族の方に対して介護保険制度の趣旨や運営方法についての説明をしながら、納付についての相談や指導を行うなど、制度運営について御理解をいただくよう努めている。

今後においても、納付者や介護サービスの利用者の皆様の御理解をいただく中で、介護保険法の規定にのっとり、適正な事業展開に努めて参る。

次に、介護保険料の減免制度についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、本市における第7期の介護保険料については、県内でも低く、また、災害や経済的な事情等による保険料の減免措置も行っていることから、現状では市独自の減免制度を実施することは考えていない。

●3回目の質問

現行の制度の中で、いざ介護を受けるときに市民が不利益とならないように制度の仕組みをよく伝えているに敬意を表する。このような丁寧な取り組みの上に、さらに制度上の不条理についても取り組んでいただきたいと考えるが、いかがか。

2点目に減免制度についてであるが、介護保険会計は平成28年度決算で1億5千万円の黒字、平成29年度は決算案によると1億2900万円の黒字である。これだけ黒字であるから他自治体のように減免制度が実施できると考えるが、いかがか。

また、介護保険制度の維持のために減免制度実施は困難とお考えならば、その根拠もお示しいただきたい。

次に、介護保険料の減免制度についてであるが、介護保険制度の持続可能な運用の必要性を認識する中、第7期介護保険事業計画において、介護サービスや介護予防サービスにおける給付費は毎年4%から5%の増加を見込んでおり、黒字分についてはこれらの費用に充てる計画となっている。これらのことから、介護保険料については、現状では市独自の減免制度を実施することは考えていない。

②伝統的建造物群保存地区制度について

●1回目の質問

伝統的建造物群保存地区制度とは文化庁の資料によれば、市町村の主体性を尊重し都市計画と連携しながら歴史的な集落や町並みの保存と整備を行うものとされている。地域の歴史的な風致を保護する取り組み、「保存」を通して地区の生活や生業に新たな息吹を呼び込もう、こうした住民の意欲と地元自治体の取組みを国が後押しするために設けられたのがこの制度だとされている。

伝統的建造物群保存地区に選定されれば保存のための支援が受けられる。この伝統的建造物群保存地区制度について、これまで議論

はされていなかったように感じる。市では、これまでのように検討されてきたのか。現在検討されていないのであれば、これから住民と一体となつて運動を進めるべきだと考える。このような制度があることをそれぞれの地域の皆さんに知らせ、地域のどのような部分をどのように保存していきたいのか、議論を巻き起こしていくべきだと考えるがいかがか。

●1回目の市長答弁

伝統的建造物群保存地区制度については、国の財政的な支援が受けられる「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されるためには、「地区内に現存する多くの建造物が当時に近い状態を保っていること」が要件であることなど多くの課題があることから、現段階においては具体的な検討はしていない。しかしながら、歴史的な集落やまち並みを将来に残していく必要があることから、この制度を含め様々な方向から調査研究して参る。

●2回目の質問

重要伝統的建造物群保存地区は、選定後にいずれの地区も国からの支援を活かして修理修景事業を行っており、保存地区に選定されたところは、すべてがそうというわけではないが、多くの地区ではその街を訪れる人の数が増加している。市の観光基本計画には、『富士山信仰より古くから多くの参拝客でにぎわつて

きた上吉田地区には富士登山の拠点となつた御師文化の歴史を色濃く残す町並みが見られ、下吉田地区の機織りで栄えた昭和期の町並みが随所に残る商店街など多くの歴史的文化資源があります。』と記述してある。

景観計画では歴史的文化的景観の形成方針として「富士山信仰に関わる景観を継承・保全。地域の歴史を感じる社寺や樹木などのある景観を継承。地域の祭りや行事等の景観を守っていく」と3点にわたつて歴史的景観を継承・保全するとしている。

この伝統的建造物群保存地区制度選定を目指すことは、市のこれまでの取組みにも沿つて考えがいかがか。市内にある様々な地域がこの制度に該当するかどうか調査していくこと、また、保存地区になるにあつては住民の皆さんの同意も必要となるし、多くの協力が必要とする。そういう意味では、選定までには一定の年月がかかるので、取組みは急ぐべきだと考えるがいかがか。

●2回目の市長答弁

重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すことについては、伝統的建造物が点在する本市においてこの制度を活用することは多くの課題があるものと認識している。しかしながら、本市では、歴史的まち並みを含む本市の歴史文化を後世に継承するとともに、その魅力を磨

いて地域振興・観光振興につなげることは、第6次総合計画を柱として、観光基本計画や景観計画の中にも重要な施策として位置付けている。

これらを受け、現在本市では、その基本的な方針となる「富士吉田市歴史文化基本構想」を策定中であり、この構想を基に文化財を核とした歴史文化の薫る地域づくりを推進して参る。

●3回目の質問

重要伝統的建造物群保存地区には、面積0.6ヘクタールといった大変狭い地域を対象としたものから、124.5ヘクタールにも及ぶ広い地域を保存地区としても沿つて考えがいかがか。市内にある様々な地域がこの制度に該当するかどうか調査していくこと、また、どのような物を伝統的建造物としているのかなど、先行している他の保存地区を参考にしながら検討していくべきではないかと考えるがいかがか。

「歴史、文化を後世に継承すること、その魅力を磨くこと」ということも答弁されている。現段階ではこの制度の活用を考えることが後世に残していく可能性としては有力だと考えるがいかがか。

●3回目の市長答弁

伝統的建造物群保存地区制度については、本市では、歴史的まち並みを含む本市の歴史文化を後世に継承し、地域振興・観光振興につな

げることは重要な施策として位置付けている。したがつて、現在策定中の「富士吉田市歴史文化基本構想」に基づき、市内各地に残る有形無形の歴史的遺産をいかした地域づくりを推進して参る。

③小中学校への冷房設備の設置について

●1回目の質問

熱中症により、学校教育の中で小学生が亡くなられたこともあり、今、全国で学校教育施設における冷房設備の整備について議論が沸き起こっている。これまでに、学校施設における冷房設備の整備はどこまで進んでいるのか。また、それはどのような議論によるものなのか。

地球温暖化による気温の変化が進み、また熱中症に対する理解と関心の深まりなどがあり、学校教育の環境整備として冷房設備の設置を検討する時期が来ていると考える。幸い国においても、この取り組みを支援する動きが出てきている。気温が30度になるような環境は、決して教育上好ましいとは言えないと考える。また、学校の教室などが災害時に避難所となつたことを想定した場合についても、冷房設備は必要である。来夏の夏の整備に向けて教職員、児童・生徒、保護者など学校関係者から実態の聞き取り調査を行うこと、

国への補助金の要請、専門家を交えての効率的で費用のかからない整備方法の検討などに取りかかるべきだと考えるがいかがか。

●1回目の市長答弁

まず、冷房設備の整備の進捗状況についてであるが、現在、各小中学校の保健室やパソコン室、下吉田第二小学校内のことばの教室及び一部の学校内児童保育施設に設置している。これらの施設における設置理由については、保健室は体調のすぐれない児童や生徒に対する配慮のため、パソコン室はパソコン機器の放射熱による室温上昇防止のため、ことばの教室は訓練環境への配慮のために、そして児童保育施設は暑さが特に厳しい夏休み中に開校していることによるものである。

次に、冷房設備の設置に向けた検討についてであるが、教職員等学校関係者への聞き取り調査については、各学校に対して本年7月中旬から9月末までの教室内の室温と空調機器の要請に係る調査を行っているところである。このように、学校現場での実態調査を実施していることから、児童や生徒、保護者に対しての聞き取り調査については、実施する予定はない。

また、国への補助金要請については、国からの具体的な支援の内容が示された後に、効率的な整備方法については、経費の節減につながる整備方法などの情報収集に努め、今後検討して参る。

参る。

●2回目の質問

本来の使用目的である教育活動以外に災害時の避難所としての例をあげた。学校施設の活用は様々な展開していく可能性もある。そのようなことも想定して、体育館なども含め、冷房施設の整備を進める必要があると考える。

整備方法について一定の認識を持つておくことは、今後学校の改修工事などがある場合、そのことを念頭において事業計画を検討でき、経費の削減につながるからである。また、補助金については、子どもの生活する場所という点では共通する児童保育施設などへも適用の対象を拡大することも求めていくべきである。この点について、市長の考えはいかがか。

●2回目の市長答弁

まず、冷房設備の整備方法の研究についてであるが、整備方法の検討に当たつては、設置教室の検討や熱源、設置方法等についての情報収集や調査などを行うことにより経費削減等の確認を行つて参る。

次に、児童保育施設へ補助金適用を求めていくことについてであるが、エアコン設置に係る国への補助金申請については、設置した施設においては既に「子ども・子育て支援交付金」を申請しており、今後設置予定の施設についても順次申請して参る。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

横山 勇志 議員



①子どもたちの教育環境について

●1回目の質問

皆さんもご存知の通り、昨今マスコミ等をにぎわしているパワハラ、いわゆるパワー・ハラスメントの問題だが、これらの問題は言い換えると「指導する側と指導される側の悪い部分」が顕著に出てきたことが原因で、「いわゆる悪しき昭和の慣習が現在においては、もはや通用しない」ということだと思ふ。実際に小中学校の教育現場に当てはめてみても、教師と生徒、クラブの上下関係、同級生同士の間関係等、従来なら水面下に潜ってしまうような問題もSNS等の情報発

達と相まって顕在化し、拡散する方向にある。その結果、教育現場で些細なことだと思ひ込んだ認識も実は現在のモラルと乖離しており、その誤解を解くためには素早い対応と適切な情報公開が必須で、その「対処の仕方」そのものが問われているケースもある。

残念なことに過日、本市でも、教育現場の混乱がマスコミに報道された。しかし、結果として、それは、例えば小さな出来事だと思つても、対処方法とルールをきちんと踏まえることが大切である。また一方で、昔前には想定もしていなかった少子化問題などをはじめ、諸問題が多々ある。

以上を踏まえた上で、市長は新たに任命した杉本武雄教育長とともにどのような方針のもと、子どもたちの教育環境を担っていくのか市長の考えをお伺いする。

次に、ここ数年、また今年に入ってから特に顕著だった猛暑対策についてニュース等の報道によれば、今年には猛暑の影響で5月から

8月5日までの熱中症だけ見ても全国で7万人以上の人が搬送され、死者は138人あった。

なによりも授業による課外活動や部活動の最中に熱中症となった児童も後を絶たず、その対策も後手にまわった感もあった。もはや「子どもは元氣よく外で遊ぶ」などと言えない時代になったのかもしれない。このような状況下の中、国も「全公立小中学校にエアコンを設置する補正予算案を秋の臨時国会へ提出する予定」とのニュースも飛び込んできた。もちろん地域によつて対応は異なるが、例えば8月23日現在の山梨県のエアコン設置状況を調べると、国中地域はほぼ全ての小中学校普通教室に設置済みで、郡内地域では大月市が設置済み、都留市、富士河口湖町は設置予定となっている。

市長は就任以来、小学校屋内体育施設改築事業を皮切りに、小中学校トイレ改修事業に予算を割り振り、子どもたちの教育環境向上を支援し、大変感謝している。

そこで市長に何うが、前述の事業が一段落した今、本市の小中学校全校にエアコンを設置し、子どもたちの安心・安全を確保してあげるといふのはいかがか。また、小中学校だけでなく、本市の保育園全施設に

エアコンを設置したらと思うが市長の考えをお伺いする。

さらに猛暑対策の一環として、運動会等の行事も時期を前後に移動させる措置が全国で実施されているとの話を聞く。本市も柔軟な対応が望まれると思うが、市の考えをお伺いする。

カーを任用し、支援体制を一層充実させている。さらには、新給食センターにより学校給食を充実させるとともに、アレルギー対応や食育の推進にも努めているところである。

一方、教育現場の多忙化解消のため、教職員の校務を支援するために本市独自で構築したシステムの更なる活用を図り、また、教職員への専門的な指導研修の実施により、その資質の向上に努め、信頼される学校づくりを推進していく。

また、近年問題となっている少子化についても、適正な教育環境の下で義務教育が受けられるよう調査研究し、取り組んでいく。

次に、市内小中学校及び保育園へのエアコン設置についてであるが、各小中学校と保育園には、改めて暑さ対策について注意喚起を促したところである。

また、現在建設中の(仮称)市立第七保育園やエアコン未設置の学童保育施設について、本年度中に順次設置に努めていく。加えて、記録的な猛暑を鑑みると、多額の経費を要するものの、園児や児童生徒の体調管理に関わることであるので、教室等へのエアコンの設置に向け、前向きに検討していく。

本年度の中学校学園祭を9月8日と9日に、小学校運動会を9月15日に実施する方向で既に練習に取り組んでいる。本年度については、当初に計画した学校行事などをこの時期に変更や調整をすることが非常に困難であることから、予定どおり実施していく。

しかしながら、来年度以降も猛暑が続くことが予想されることから、運動会等の実施時期については、他の学校行事の実施状況も踏まえて検討していく。

なお、本年度については、運動会等の練習段階から、テントでの休息や通常携帯している水やお茶に加えてスポーツドリンク飲料の携帯も促している。さらに、運動会等の当日においては、待機用テントの周りにへの散水や給水タイムを設定するなど、暑さ対策を施しながら実施していく。

●2回目の質問

どのような方針のもと、子どもたちの教育環境を担っていくのかは良く分かった。市長には引き続き尽力をお願いする。

しかし、教育現場で不測の事態が起こった場合の対処方法について答えをいただいていない。何か事が起こった場合、どのような方法で情報収集を行い、どのような形で問題の沈静

●1回目の教育長答弁

運動会等の時期の柔軟な対応について、本市では、

化を図るのが、その道筋について市長にお伺いする。

ところで、市長答弁にある「教職員の公務を支援するために本市独自で構築したシステム」とあるが、もう少し具体的に市長にお尋ねする。

次に、本市全部の保育園施設、または小中学校にエアコンを設置する件だが、市長答弁には「エアコン設置に前向きに検討する」とある。しかしながら、私は既に検討の段階ではないものと考えている。市長は本市全ての保育園施設、並びに小中学校へのエアコン設置について、一日も早く実施するべきだと考えるが、市長の考えをお伺いする。

また、熱中症対策の一環としての学校行事等の日程変更についてだが、当初から予定されている日程を急に変更することは大変なことだと思う。そこで、もし可能なら来年度の行事予定を計画段階で再検討していただきたいと思うが、市の考えをお伺いする。

最後に、子どもたちの通学路の安心・安全について2点質問する。

まず、本年6月に発生した大阪北部地震の際、残念ながら女子児童が倒れてきたブロック塀の下敷きになり亡くなれるという、大変痛ましい事故が起きてしまった。本市では、このことを受けて早急に子ども

たちの通学路の総点検を行い、危険な箇所の把握とともに順次対応している。そこで市長に質問する。本市ではこのことを受けて、通学路の点検をどのようにして行ったか。また、その把握した危険箇所の対応はどのようにしたのかお伺いする。

次に、私が平成26年6月定例会の一般質問において行った「通学路への防犯カメラ設置」の件について、残念ながら年を追うごとに、子どもたちの安心・安全のため、犯罪の抑止力と早期解決の観点から防犯カメラの活躍がますます重要になってきている。

市長はこの時の定例会の答弁で「子供たちの安心・安全を確保するため、防犯カメラの有用性が生かされている先進自治体のデータ収集や先進地研修等を実施する中で、検討を重ね、その結果について、議会に報告して参りたい」と答えている。あれから4年の時間が経過した現在、市長には「先進自治体のデータ収集や研修」の結果を踏まえ、その進捗をお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、教育現場で不測の事態が起こった場合の対処方法についてであるが、事故が発生した場合には、学校管理者がその事案に係る児童生徒及び教職員等から迅速かつ正確にその状

況を聞き取り、事実確認をするともに、保護者へも速やかに連絡を行うこととしている。併せて、その状況については、教育委員会へ報告を行い、常に学校と教育委員会とが綿密に連携することとしている。

これらの一連の情報については、私の下にも遅滞なく、教育委員会から報告を受けることになっている。情報公開についても、事案に応じその必要性を協議し、必要と判断された場合には、速やかな対応を指示している。問題の沈黙化については、事案発生の初期対応が最も重要であることから、児童生徒に寄り添った問題解決に向けての対処方法を的確に協議して進めることを心掛けていく。

次に、本市独自で構築したシステムについてであるが、本市と慶應義塾との連携協定をきっかけに、教職員の多忙化解消の一助として、構築したものである。このシステムでは、市内全児童生徒の各種情報を一元管理することで、セキュリティ管理も容易になるとともに、指導要録、通信簿などを効率的に処理できることから、教職員の働き方に大きな成果が上がついている。次に、本市全ての保育園施設並びに小中学校へのエアコン設置についてであるが、横山議員御指摘のとおり、一日も早いエアコンの設置

は私も必要であると考えている。したがって、多額の費用を要するものの、全ての保育園施設並びに小中学校へエアコンを設置していく。次に、大阪北部地震における本市の対応についてであるが、通学路の点検については、各小中学校において通学路におけるブロック塀の設置状況について目視による調査を実施した。また、各学校の調査結果を受けて、更に確認が必要と判断したブロック塀がある箇所については、戸別訪問を行い、所有者等の皆様に補助制度の活用などを説明する中で、改修への協力をお願いしている状況である。

次に、通学路への防犯カメラの設置についてであるが、先進自治体のデータ収集や研修結果を踏まえ、防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止効果があり、非常に有効なものであると改めて認識したところである。防犯カメラの設置箇所や設置数については、既に富士吉田警察署とも協議を進めており、現在、市内における防犯カメラ設置の効果的な設置箇所等について指導をいただいているところである。

今後、防犯カメラについては、プライバシー保護との調和を図りながら、設置していきたいと考えている。

●2回目の教育長答弁

熱中症対策の一環としての学校行事等の日程変更について、来年度以降についても猛暑が続くことが予想されることから、来年度の学校行事の日程調整については、市内小中学校の校長会などで、計画段階から検討していく。

●3回目の質問

市長答弁から、不測の事態が起こった前後でその対応がしっかりと担保されていることが分かり、私も保護者の一員として安心した。引き続き、現在の新しい価値観に合わせて柔軟に対処してほしいと思う。また、「本市独自で構築したシステム」についても市長をはじめ、関係各所でしっかりと連携してより良い教育体制を構築してほしいと思う。

次に、保育園施設及び小中学校へのエアコン設置について、市長答弁にあるように1日も早いエアコン設置を実施していただきたいと思う。そこで市長に再度質問する。市長の考えるエアコン設置の実施について、具体的なロードマップをお伺いする。

また、学校行事の計画策定は児童・生徒の安全を考慮しながら前向きに検討していただきたいと思う。さらに同じく、通学路の危険箇所の改善も早急に完了するよう、引き続き粘り強い

交渉を市長はじめ関係各所にお願ひする。

最後に防犯カメラについてだが、プライバシー等、解決しなければならぬ問題もあるかと思うが、市長は具体的にいつ頃の設置を目指しているのかお伺いする。

●3回目の市長答弁

まず、エアコン設置の具体的なロードマップについてであるが、保育園・小中学校へのエアコン設置については、各施設いずれも大規模な工事となることから、来年度から複数年かけて順次設置せざるを得ないものと考えている。また、設置については、体調管理が難しい乳幼児から環境を整えるとの考えの下、順次着手していきたいと考えている。さらに、財源については、国庫補助の活用についても検討していく。

具体的には、工事時期、設置部屋の検討、空調機器の選定、ガス・電気などの熱源の比較等、多岐にわたる事項を工事設計業務として整理し、設計業務終了後には速やかに工事費の予算措置を進め、早期の完成を目指して取り組んでいく。

次に、防犯カメラの設置時期についてであるが、今後、防犯カメラの設置に向けた運用基準やガイドライン等の整備を行い、警察との協議を踏まえ、来年度中には防犯カメラの設置を進めていきたいと考えている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

9月

前田 厚子 議員



①防災対策について

●1回目の質問

今年は、県内を猛暑が襲い、更には連日のゲリラ豪雨、そして雷。もはや「気象災害」と警鐘が鳴らされたからには、さすがの本日も、このような事態に向き合い、対策を見直したり、新たな施策を構築していかなくてはならないのではと思う。

それでは4点お聞きする。
1点目、災害時の食料の備蓄について、本市には、防災倉庫が5ヶ所置かれていて、この防災倉庫を始め第2避難所・福祉避難所には、現在何人分の食料が備蓄されているのかお聞かせ願う。

また、アレルギーのある子どもさん達への食料の備蓄、更には、新倉山浅間公園だけでも、観光に訪れている多くの外国の方がいるが、もしその内の何人かが本市で被災した時、避難場所や食料の用意はどのようになっているのかお聞かせ願う。

これは、行政にもっと食料の備蓄をお願いするのはなく、公助として備蓄されている食料の実体を知っていただき、市民に自分や家族の命を繋ぐことができるのか、我が家に水や食料の備蓄はどうなっているのか、考えていただく為に、行政には具体的な数字を出していただきたいと思う。

2点目、「液体ミルク」についてお聞きする。

液体ミルクは熊本地震の発生時、哺乳瓶の消毒や調乳が困難な状況の時に、フインランドから救済物資として届けられ、赤ちゃんがいるお母さん方から大変に喜ばれたと聞いている。

液体ミルクは粉ミルクと違い、そのまま飲むことができ、常温で保存もでき、

容器に吸い口を装着すればすぐ飲める。液体ミルクが市販されるようになるまでには、1年以上かかる見通しである。今から準備をしていたらいいと思うが、市としての取組みは可能かお聞かせ願う。

3点目、「NET119」について、これは聴覚や言語に障がいのある方のための緊急通報システムである。このシステムの登録用紙を本市の福祉課の窓口へ置き、更には、お知らせを本市の広報やホームページでもしていただき、登録用紙がホームページからダウンロードできるようにしていただけないか。また、障がいのある方々にシステムや登録方法の説明会を持つなど、工夫していただけないか。

4点目、大雨による対策についてお聞きする。
大雨が降ると、あつという間に、あちらこちらで道路の冠水や、側溝は雨水を納めきれずに噴水のようになっている。大雨や水害によるタイムラインはどのようなになっているのか。周知はどのようにされているのかお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目の食料の備蓄についてであるが、指定避難所として6千人分の食料を7日分備蓄、また、福祉避難所用に6300食を用意している。さらに、アレルギーのある子どもなどに対して、平成28年度

からアレルギー対応食料の備蓄を進め、現在7千食を備蓄しており、最終的には平成32年度までに1万5千食を備蓄する計画となっている。この他、災害時において食料供給の拠点施設となる給食センターでは、御飯を投入するだけで1時間に2500個のおにぎりが自動で連続成型可能な「おにぎり成型機」を導入している。

次に、外国人が被災した場合についてであるが、まずは落ち着いて安全確保行動をとるよう適切な情報提供の下、安全な場所に避難するとともに、避難所への避難が必要な場合には、市民の皆様と同様に避難者として受け入れることとしている。

多くの災害への対応については、すべて行政が担えるものではなく、災害が起きたときに自分自身を守る力を日頃から身につけるよう周知・啓発を図っている。

次に、液体ミルクについてであるが、備蓄品としての保存期間や価格等が確認できないので、今後、市場に流通した段階において検討していく。

次に、3点目の「NET119」についてであるが、このシステムについては、現在、富士五湖消防本部において導入を検討中であるとのことであるが、利用促進に向け、連携してPRに努めていく。

であるが、大雨注意報や洪水注意報が発令され警報発表の可能性がある場合、安全対策課や道路公園課、農林課の職員が警戒体制を開始し、その後、大雨警報等の発令に伴い、市道の安全対策、林道の閉鎖、水門の調整を行なう。また、台風等の接近により長時間の警戒が必要な場合、災害警戒本部を設置し、状況に応じてコミュニケーションセンターや地区会館を避難所として開設する。避難所開設に際しては、防災無線をはじめ、多様な情報伝達手段を活用し、市民の皆様確実に伝達する。

さらに、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」などにより、大雨による土砂災害や浸水害などが見込まれる場合、「避難勧告」等、時機を逸することなく、発令することとしている。

●2回目の質問

災害が起きた時は、行政の方も同じ被災者になる。行政は、公助でできる事を明確にし、市民の皆様ともに自助として準備できることの啓発活動を徹底して行うべきではないか。折角、準備した食料を皆さんの手に届ける体制は準備できているのか。

次に、外国の方を含めた観光客への対応だが、例えば福島県猪苗代町では、火山や豪雪などの災害に備えた防災拠点機能をもつ道の

駅がある。それぞれの地域で抱えている事は、違うかも知れないが、本市でも具体的な対策を考えていくべきだと思う。外国の方を含めた観光客の方々の災害時の対応を具体的に、どのように考えているのかお聞かせ願う。

2点目、液体ミルクだが、価格的にも粉ミルクより高く、一般的には購入が厳しいと言われている。だからこそ、いつ起こるかわからない災害時の備蓄用として、全国で準備をされている自治体が増えていく。粉ミルクは勿論、準備されていると思うが、加えて液体ミルクの備蓄を具体的に検討していただきたいと思うがいかがか。

●2回目の市長答弁

市民の皆様様の生命・財産を守ることは私にとつて最大の責務であり、様々な防災対策に積極的に取り組んできた。

本市としては、各地区の自主防災組織の活動に関する支援や地域の防災力向上に大きな役割を担っている防災士会との連携、「防災専門官」の配置、防災出前講座や防災講演会などを開催、広報や各種防災訓練などを通じ、市民の皆様様の防災意識の向上や知識の普及に努めている。

また、備蓄した食料を届ける体制については、市職員で編成する「災害物資供給管理班」と「輸送班」が

必ずしも高いとは言えないことから、引き続きホームページやフェイスブック等において、周知徹底していきたいと考えている。

議案等の処理結果（9月定例会）（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 孝夫	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	秋山 晃一	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	審議結果
報告第9号	専決処分報告について（訴え提起前の和解について）	9/5 報告	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第10号	継続費精算報告書について（平成29年度富士吉田市水道事業会計）	9/5 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第45号	平成29年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算 特別	○	○	○	☆ ○	○	○	議長	○	○	○	○	○	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第46号	平成29年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第47号	平成29年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第48号	富士吉田市税条例等の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第49号	富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第50号	富士吉田市立市民ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第51号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第52号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第53号	訴えの提起について	9/5 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	少人数学級推進、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
請願第2号	富士吉田市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議案第54号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
報告第11号	健全化判断比率について	9/26 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第12号	資金不足比率について（富士吉田市下水道事業特別会計）	9/26 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第13号	資金不足比率について（富士吉田市立病院事業会計）	9/26 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第14号	資金不足比率について（富士吉田市水道事業会計）	9/26 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第55号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	9/26 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第56号	少人数学級推進、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/26 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第57号	富士吉田市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める意見書について	9/26 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第58号	太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書について	9/26 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。